

東電化工業株式会社 行動計画

当社で直接雇用されるすべての社員が、仕事と家庭を両立しながらその能力を存分に発揮できる職場環境を構築するため次世代育成支援対策促進法に基づき次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成28年10月1日～平成33年9月30日

2 内容

【目標1】

計画期間内における個人ごとの年次有給休暇の取得日数を基準年度よりも1日以上多く取得できるようにする。

<対策>

- ・平成29年 4月～ :平成29年度の開始
- ・平成30年 3月 :平成29年度の実績確認(基準年度)
- ・平成31年 3月 :制度運用開始(基準年度との実績確認)
- ・平成32年 3月 :基準年度との実績確認
- ・平成33年 3月 :基準年度との実績確認

【目標2】

家庭と仕事の両立をサポートするため、すべての社員を対象とする相談窓口を設置し、平成33年9月30日までに相談者が1人以上となるようにする。

<対策>

- ・平成28年10月～ :すべての社員を対象とする相談窓口の設置について検討。
- ・平成29年 1月～ :上記相談窓口の設置を社員に周知する。

【目標3】 男性の子の看護休暇の利用者を1人以上とする。

<対策>

- ・平成29年 1月～ :制度周知
制度利用対象者への個別説明
利用者からの申込

★事業を利用して・・・ 東電化工業株式会社

社員が仕事と家庭の両立を図るため、有給休暇を取りやすい体制の推進と仕事・家庭における様々な問題をサポートできる体制を構築することによって、他の諸制度の活用も積極的に推進しながら全社員一丸となって仕事に取り組める職場環境にしていきたい。

★次世代育成サポートアドバイザー 秦 裕勝

会社では毎月の安全衛生委員会において、労働時間の平準化や部門間の人配置などの話もされていて、特定の人に仕事の負荷がかかりすぎないような配慮がされています。業務の繁閑が読めない業種ではありますが、事前に各人の年休取得計画を立て、できる限り計画を変更せずに年休を取得する体制を取れば、年休取得率のアップも実現可能だと思います。また、男性も両立支援制度を利用できることを周知し、相談窓口を設置することで、男性の子の看護休暇取得の目標も達成できると思います。がんばってください。